

「(仮称)CS宮城加美町太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する
環境大臣意見

本事業は、ティード・パワー１１０合同会社が、宮城県加美郡加美町において、最大で出力49,990kWの太陽電池発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及の推進により、地球温暖化対策に資するものである。

本事業は、ゴルフ場として開発された土地を中心に事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）を設定しており、太陽電池発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「太陽電池発電設備等」という。）の設置は、ゴルフ場内のエリアを最大限活用しつつ、ゴルフ場以外の開発済みの山地においても予定されている。

一方で、ティード・パワー１１０合同会社は従業員が居ない特別目的会社である合同会社の形態をとっており、本事業は実質的には、合同会社の業務執行社員であるカナディアン・ソーラー・ネザーランス・コーポラティブ・ユーエーがティード・パワー１１０合同会社として実施し、その大部分は他社との委託契約等により行われる予定である。

また、現時点では、本事業における太陽光パネルの配置や改変区域の検討が進んでおらず、計画段階配慮事項の選定の考え方についても、適切な説明がなされていない。

さらに、想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたヤナギ高木群落（ ）が存在するほか、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されていることから、太陽電池発電設備について廃棄物の発生抑制に努めるとともに、可能な限りリサイクルするなど適正な処理を行うことが必要である。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 方法書以降の適切な環境影響評価等

方法書以降の環境影響評価の検討・実施に当たっては、専門家等からの指導・助言を得るとともに、宮城県、加美町等の関係機関との協議・調整を十分に行い、住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うことにより透明性及び客観性を確保すること。

また、事業計画の検討を進める中で、環境影響評価項目の選定に当たっては、改変区域を明らかにした上で、専門家等からの助言を踏まえて、改めて客観的かつ科学的な検討を行うこと。

(2) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定及び太陽電池発電設備等の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされたヤナギ高木群落()が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、太陽電池発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生の改変を回避又は極力低減すること。

(2) 廃棄物等について

本事業は、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されている。このため、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の関係法令や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第二版)(平成30年12月環境省)」等を確認し、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理や可能な限りリユースを行うことにより、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、やむを得ず廃棄物となるものについては可能な限りリサイクルするなど、適正な処理を行う計画とすること。